

みどり市温泉施設整備事業基本計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

みどり市温泉施設整備事業基本計画策定支援業務委託

2 目的

本業務は、みどり市（以下「本市」という。）が、新たな温泉施設を整備するにあたり、目的、求められる機能、施設計画の条件等を整理し、施設の基本的な計画内容を取りまとめることを目的とする。また、今後予定されている基本設計へ繋がる基本計画策定に協力及び技術支援を行うものである。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月22日（火）まで

4 業務場所

みどり市内

5 業務内容

(1) 基本計画策定業務支援

① 基本計画の法的条件整理

基本計画における各種関係法令に基づく規制内容を整理する。施設整備方針について、過年度実施した「みどり市温泉施設整備事業 PFI 導入可能性調査業務委託」の検討結果を踏まえて、施設整備方針の再整理を行う。

② 他同種施設における先行事例の調査

基本計画策定にあたり、他の同種施設の調査を行い、計画の参考とする。

③ 施設整備候補地の比較検討

現在想定されている施設整備候補地について、様々な視点で比較検討を行い、施設整備候補地の選定を行う。

④ 施設内容及び施設規模の検討

再整理した施設整備方針をもとに、各施設に必要となる諸室とその規模について計画敷地を有効活用し、施設計画を行う。

⑤ 施設配置計画及び平面計画

計画敷地において、施設配置、ゾーニング計画、動線計画、駐車場配置等について複数案作成し、比較検討を行う。

施設内部のゾーニング計画、動線計画等を踏まえて各階の平面図の作成を行う。

⑥ 事業スケジュールの検討

本事業を実施する上で、最適な事業スケジュールの作成を行う。

⑦ 概算工事費の算出

見直した施設計画について、概算工事費の算定を行う。

⑧ みどり市温泉施設整備審議会（以下「審議会」という。）における事務局支援

基本計画策定にあたり、内容の審議を行う審議会（５回開催予定）に向けた資料作成等及び開催支援を行う

⑨ 基本設計の業者選定に係る業務支援

策定した基本計画をもとに基本設計業務を発注するにあたり、募集要項の作成へのアドバイスや、業者が提出する提案書等の提案審査調書の作成支援等、業者選定の支援を行う。

(2) 課題の整理

施設整備における基本計画や実施方針等として活用することを前提に、当該施設整備における基本的な考え方、事業実施に向けた問題点や今後の課題整理を行う。

(3) 基本計画の策定支援

本事業の基本計画策定に係る検討、提案等の協力及び支援を行う。

(4) 報告書の作成等

本業務における成果品（報告書等）は以下のとおりである。

- ① みどり市温泉施設整備基本計画報告書 ４０部（Ａ４版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）
- ② 上記にかかる電子データを収録した電子メディア（ＣＤ－Ｒ）

6 支払い条件

みどり市契約規則第３８条による。

7 留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を、第三者に漏らしてはならない。
また、受託者としての中立性を厳守しなければならない。

(3) 費用の負担

本業務に関する費用は受託者の負担とする。

(4) 成果品の帰属

本業務契約に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属する。
本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

(5) 貸与資料

本市が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理し、別に覚書を交わすものとする。

(6) 疑義等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ、業務を遂行すること。

(7) 業務作業計画

受託者は、作業着手前に業務工程表および実施計画書を作成し、提出すること。

(8) 主任技術者

受託者は、本業務を遂行するにあたり、専門的な知識・経験を有するものを主任技

術者と定め業務全般の技術的な管理を行うものとする。

(9) 工程変更

受託者は、業務の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合は、直ちに業務工程表の変更届を提出しなければならない。

(10) その他

打ち合わせ及び協議を行うときは、打ち合わせ及び協議の内容について、受託者が議事録により整理しなければならない。